

令和8年第1回淡路市教育委員会会議の結果概要

日時：令和8年1月22日（木）午後2時00分～午後3時00分

場所：淡路市役所本庁舎2号館大会議室4，5

議案第 1号 淡路市北淡震災記念公園管理規則制定の件

淡路市北淡震災記念公園の設置及び管理に関する条例が改正され、令和8年4月1日より、北淡震災記念公園の所管が、市長部局から教育委員会に変更することに伴って、新たに管理規則を制定することについて審議を行い、原案のとおり、承認された。

議案第 2号 令和7年度淡路市スポーツ表彰の被表彰者の決定の件

令和7年度淡路市スポーツ表彰の被表彰者を決定することについて審議を行い、原案のとおり、承認された。

議案第 3号 教育委員会の所属職員の任免の件

教育委員会の所属職員の任免について審議し、原案のとおり、承認された。

報告第 1号 文化財保護審議会の会議報告について

文化財保護審議会の会議について、報告を行った。
舟木遺跡整備事業の進捗状況について、質問があった。

報告第 2号 教育に関する議会の議決を経るべき議案に係る意見聴取について

(1) 淡路市立中学校体育館空調設備等設置工事請負契約締結の件

淡路市立中学校空調設備等設置工事請負契約締結の件について、報告を行った。
工事予定期間について、質問があった。

報告第 3号 教育委員会の所属職員の任免について

教育委員会の所属職員の任免について、報告を行った。
特に、意見はなかった。

資料No. 1 公の施設の指定管理者の指定について（しづかホール・サンシャインホール）

第118回淡路市議会定例会において、指定管理者の指定について議決を受けたことを踏まえて、指定管理者を指定したこと報告した。

特に、意見はなかった。

議案第1号

淡路市北淡震災記念公園管理規則制定の件

淡路市北淡震災記念公園管理規則を次のように定める。

令和8年1月22日提出

淡路市教育長 角 村 光 浩

淡路市教育委員会規則第 号

淡路市北淡震災記念公園管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、淡路市北淡震災記念公園の設置及び管理に関する条例（平成17年淡路市条例第27号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、淡路市北淡震災記念公園（以下「震災記念公園」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用許可の申請)

第2条 条例第7条第1項の規定により、利用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、淡路市北淡震災記念公園利用許可申請書（様式第1号）を指定管理者（条例第4条の2に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項に規定する申請書は、震災記念公園の施設を利用しようとする日の3月前の日の属する月の初日から受け付けるものとする。ただし、指定管理者が管理上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(利用の許可等)

第3条 指定管理者は、条例第7条第1項の規定により、利用の許可を決定したときは、淡路市北淡震災記念公園利用許可書（様式第2号）を当該申請者に交付するものとする。

2 指定管理者は、条例第7条第2項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その理由を付して当該申請者に文書で不許可の通知をするものとする。

3 第1項の許可書は、震災記念公園の施設の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が施設を利用するときに提示しなければならない。

(遵守事項)

第4条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 震災記念公園を損傷し、又は汚損しないこと。
- (2) 立入禁止区域に立ち入らないこと。
- (3) 危険な行為をしないこと。
- (4) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となるおそれがある物品又は動物の類を携帯しないこと。
- (5) 騒音又は怒声を発し、暴力を用い、その他他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (6) 許可なしに、宣伝文、ポスター、ビラ等を配布し、若しくは掲示し、又はくぎ等を打たないこと。
- (7) 許可なしに、物品の販売、宣伝その他これらに類する行為をしないこと。
- (8) 前各号に掲げる事項のほか、震災記念公園の施設の管理上必要な係員の指示に従うこと。

(利用の取消し)

第5条 利用者は、利用の取消しをしようとするときは、遅滞なく届け出なければならない。ただし、指定管理者が届け出る必要がないと認めるときは、この限りでない。

(利用料金等の納付)

第6条 利用者は、許可書の交付と引換えに利用料金を納めなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 第2条、第3条及び前項の規定にかかわらず、震災記念公園（野島断層保存館及び震災体験館に限る。）に入館しようとする利用者は、入館料を納付し、入館券の交付を受けなければならない。

(利用料金等の減免基準及び割合)

第7条 条例第11条の規定により利用料金又は入館料（以下「利用料金等」という。）の減額又は免除を受けようとする者は、淡路市北淡震災記念公園利用料金等減免申請書（様式第3号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 条例第11条の規定により、利用料金等を減額し、又は免除する場合及びその割合は、指定管理者が特に必要があると認める場合について、教育委員会が相当と認める割合とする。

3 前項の規定により利用料金等を減額して算定する場合において、当該金額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(利用料金等の還付)

第8条 条例第12条ただし書の規定により利用料金等の還付を受けようとする者は、淡路市北淡震災記念公園利用料金等還付請求書（様式第4号）に利用料金等の領収書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

2 条例第12条ただし書の規定により、利用料金等を還付する場合及びその割合は、次のとおりとする。

(1) 震災記念公園の施設の管理上特に必要があるため、指定管理者が利用の許可を取り消した場合 100分の100

(2) 利用者の責めに帰すことができない理由により震災記念公園の施設を利用することができない場合 100分の100

(3) 利用料金等を納めた者が次に掲げる期日までに震災記念公園の施設の利用の取消しを申し出た場合において、指定管理者がやむを得ない理由があると認める場合

ア 利用しようとする日の7日前までの場合 100分の100

イ 利用しようとする日の3日前までの場合(アに該当する場合を除く。) 100分の50

(損傷等の届出)

第9条 震災記念公園の施設等を損傷し、又は滅失した場合は、速やかに淡路市北淡震災記念公園施設損傷(滅失)届(様式第5号)により、指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

(管理上の立入り)

第10条 指定管理者は、震災記念公園の管理上必要があると認めるときは、施設等の維持のため利用されている施設に係員を立ち入らせることができる。

(利用終了の届出)

第11条 利用者は、震災記念公園の施設の利用を終了したときは、速やかに係員に届け出なければならない。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、震災記念公園の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

淡路市北淡震災記念公園利用許可申請書

年 月 日

（申請先） 様

申請者 住 所 _____

（法人その他の団体にあつては、
その主たる事務所の所在地）

氏 名 _____

（法人その他の団体にあつては、
名称及び代表者の氏名）

電 話 （ ） _____

淡路市北淡震災記念公園の設置及び管理に関する条例第7条第1項の規定により、公園施設の利用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

利用の目的					
利用する施設	室名	利 用 年 月 日		利 用 時 間	
	研修室1	年	月	日	時 分から 時 分まで
	研修室2	年	月	日	時 分から 時 分まで
	会議室	年	月	日	時 分から 時 分まで
利用責任者		利用人員		利用料金	円
附属設備名	冷暖房設備	時 分から 時 分まで			
※受付年月日					
※許可年月日					

備考 ※印欄は、記入しないでください。

様

（許可者）

印

淡路市北淡震災記念公園利用許可書

年 月 付けで申請のあった公園施設の利用については、次のとおり利用を許可します。

住 所		利用期間	年 月 日から
氏 名			年 月 日まで
利用時間	時 分から 時 分まで		
利用施設名			
附属設備名	冷暖房設備	時 分から	
		時 分まで	
利用料金	円		

許可条件

- （1） この許可書は、利用当日必ず受付にお示しください。他人に譲ったり、又は貸したりすることはできません。
- （2） 利用時間は、厳守してください。
- （3） 淡路市北淡震災記念公園の設置及び管理に関する条例及びこれに基づく規則に従わないときは、利用をお断りし、又は利用を取り消すことがあります。
- （4） 火気の取扱いは、特に注意し、定められた場所以外での使用はできません。
- （5） 準備と後片付けに要する時間は、利用許可の時間に含まれています。時間内に、必ず後片付けが終わるようにしてください。
- （6） 利用中に建物、施設、器具等を壊したり、紛失したときは、直ちに、様式第5号により許可者に報告し、その指示に従ってください。
- （7） 利用を終了したときは、施設等を元の状態に戻してください。

様式第3号（第7条関係）

淡路市北淡震災記念公園利用料金等減免申請書

年 月 日

（申請先） 様

申請者 住 所 _____

（法人その他の団体にあつては、
その主たる事務所の所在地）

氏 名 _____

（法人その他の団体にあつては、
名称及び代表者の氏名）

電 話 （ ） _____

淡路市北淡震災記念公園の設置及び管理に関する条例第11条の規定により、利用料金等を減額又は免除を受けたいので、次のとおり申請します。

記

- 1 入館日 年 月 日
入館者数 大人 人
生徒 人
児童 人
- 2 利用する施設の内容
- 3 利用申請の目的及び利用日
(1) 目的
(2) 利用日 年 月 日
- 4 減免申請の額 円
- 5 減免申請の理由
- 6 その他
- 7 受付年月日
- 8 許可年月日

備考 7及び8の事項は、記入しないでください。

様式第4号（第8条関係）

淡路市北淡震災記念公園利用料金等還付請求書

年 月 日

（申請先） 様

申請者 住 所 _____

（法人その他の団体にあつては、
その主たる事務所の所在地）

氏 名 _____

（法人その他の団体にあつては、
名称及び代表者の氏名）

電 話 （ ） _____

淡路市北淡震災記念公園の設置及び管理に関する条例12条ただし書の規定により、公園施設の利用料金等の還付を受けたいので、次のとおり請求します。

記

1 許可番号及び許可年月日 年 月 日

2 納付済利用料金等の額 円

3 還付請求額 円

4 還付を受ける理由

5 その他

備考 この申請書には、利用料金等の領収書を添付してください。

様式第5号（第9条関係）

淡路市北淡震災記念公園施設損傷（滅失）届

年 月 日

様

利用者 住 所 _____

氏 名 _____

電 話 () _____

下記のとおり、施設等を損傷（滅失）しましたのでお届けします。

ついては、淡路市北淡震災記念公園の設置及び管理に関する条例第14条の規定に基づき、指示された方法により賠償します。

記

損傷（滅失）した 日時	損傷（滅失）箇所 （場所）	数 量	損傷（滅失）の内容又 は程度
年 月 日 時 分			